

長崎労働基準監督署発表  
令和5年 3月16日(木)

【照会先】

長崎労働基準監督署

副署長

もりふじ 卓朗  
森藤

○第三方面主任監督官

おおしま 彰議  
大島

電話 095-846-6391 (17:15 まで)

## 労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～ 墜落防止措置を講じていなかった疑い～

長崎労働基準監督署(署長 みやもと こういち 宮本 浩一)は、本日、長崎船舶装備株式会社及び同社現場代理人A、株式会社新誠総業及び同社代表取締役Bを、労働安全衛生法違反の疑いで、長崎地方検察庁に書類送検しました。

### 【事件の概要】

令和4年11月4日、長崎船舶装備株式会社が施工管理する長崎県長崎市葉山に所在するマンション新築工事現場(以下「本件現場」という。)において、高さ約4.3メートルの場所で株式会社新誠総業の労働者が足場設置の準備作業を行う際に、墜落防止措置が講じられていなかった疑い。

### 1 被疑者

(1) ながさきせんぱくそうび 長崎船舶装備株式会社及び同社の現場代理人A

所在地 長崎県長崎市西琴平町

事業内容 建設工事業

(2) しんせいそうぎょう 株式会社新誠総業及び同社の代表取締役B

所在地 長崎県長崎市大宮町

事業内容 建設工事業

### 2 違反条文

(1) 被疑者長崎船舶装備株式会社及び同社の現場代理人Aについて  
労働安全衛生法違反

同法第31条第1項（注文者の講ずべき措置）

労働安全衛生規則第653条第1項（物品揚卸口等についての措置）

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰）

（2）被疑者株式会社新誠総業及び同社の代表取締役Bについて

労働安全衛生法違反

同法第21条第2項（事業者の講ずべき措置）

労働安全衛生規則第519条第1項（墜落防止設備の設置等）

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰）

### 3 災害の概要

令和4年11月4日、本件現場において、足場設置の準備作業を行っていた株式会社新誠総業の労働者Cが高さ約4.3メートルの作業場所から墜落し負傷する労働災害が発生しました。

### 4 被疑内容

労働安全衛生法では、高さ2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けなければならないと規定されていますが、本件災害発生当時、このような墜落防止措置が講じられていなかった疑いがあります。

本来、労働者を雇用する事業主は、その労働者の作業に関して安全措置を講ずる義務を負いますが、建設現場においては、請負契約が数次にわたり複数の関係請負人が混在して作業することが多く、また、労働災害の発生率も高くなっていることから、労働安全衛生法上元請事業者に対して特別の規制が定められています。

このため、本件については、元請事業者も、同法での墜落防止措置を講じる必要があったにも関わらず、当該措置を怠った疑いがあります。

### 5 その他

長崎労働局管内における令和3年1月から12月までの休業4日以上労働災害発生件数は1,791件で、そのうち236件は建設業における災害であり、236件中77件が墜落・転落災害となっています。

建設業における墜落・転落災害は、全国的に最も多い災害であり、労働基準行政として墜落災害防止の徹底を最重要課題と位置付け、臨検監督をはじめ、労働災害防止団体及び発注者との建設現場合同パトロール、集団指導等あらゆる機会を通じて指導してきたところです。

今後も法令違反により死亡等の重篤な労働災害を発生させた事業者に対しては、司法処分も含め厳正に対処していく方針です。

## 労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第21条第2項 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(第1項略)

(注文者の講ずべき措置)

第31条第1項 特定事業の仕事を行なう注文者は、建設物、設備又は原材料(以下「建設物等」という。)を、当該仕事を行なう場所においてその請負人(当該仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。第三十一条の四において同じ。)の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(第2項略)

(罰則)

第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の三第五項、第五十七条の四第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第一百四条又は第一百八条の二第四項の規定に違反した者

(第2号～第4号 略)

(両罰規定)

第122条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第一百六条、第一百七条、第一百九条又は第一百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰則刑を科する。

## 労働安全衛生規則

(墜落防止設備の設置等)

第519条 事業者は、高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある個所には、囲い、手すり、覆い等を設けなければならない。

(第2項 略)

(物品揚卸口等についての措置)

第653条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、作業床、物品揚卸口、ピット、坑又は船舶のハッチを使用させるときは、これらの建設物等の高さが二メートル以上の箇所で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるところに囲い、手すり、覆い等を設けなければならない。ただし、囲い、手すり、覆い等を設けることが作業の性質上困難なときは、この限りでない。

(第2項略)